

大地震に備えて

～自分達のまちは自分達で守る～

いま、首都圏直下型の地震や東海地震が、いつ起こってもおかしくないといわれています。

私たちは、大地震を避けることはできませんが、さまざまな取り組みにより、被害を減らすことはできます。

被害を最小限に食い止めるためには、自助(自分の身は自分で守る)共助(お互いに助け合い自分たちのまちを守る)、公助(区を始めとする防災関係機関の取組)による連携が重要です。

ここでは、自主防災組織の活動 = 共助について、事前の備えや地震発生後に必要な活動等を紹介します。

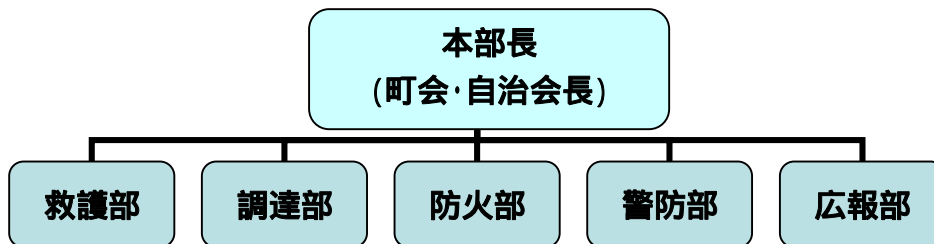


自主防災組織について

Q 自主防災組織ってなに？

自主防災組織とは、主に町会、自治会単位でつくられている地域住民による自主的な防災組織で、江戸川区には（19年,11月末現在）283の町会・自治会のうち270の自主防災組織が結成されています。

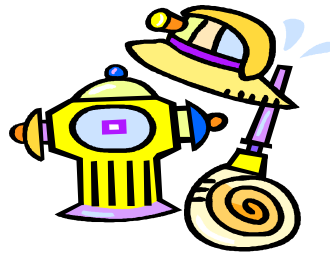
(例)自主防災組織図



Q 主な活動は？

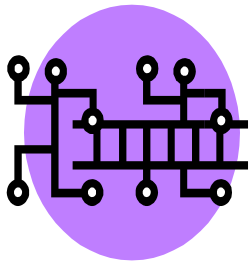
「平常時」

地域の防災対応力を高めるための防災訓練の実施、防災資機材の整備などをおこなっています。



「災害時」

負傷者の救出救護、初期消火、避難誘導、炊き出しや避難所運営など



ふだんからの備え

Q どんなことをしておけばいいの？

地域の防災点検や防災地図づくり

街頭消火器や防災無線などは災害時の味方になります。逆に老朽化したブロック塀や看板、違法駐車・迷惑駐輪は緊急車両の通行や避難の妨げになります。このように、地域を街歩きして防災の視点からみんなで点検してみるのも良いでしょう。この点検結果を整理して、誰にでも分かりやすい地図を作成することが効果的です。

Q 他にはどんなことをしておけば？

災害時に役立つものの確認

地域の街頭消火器や、事業所のジャッキ・ショベルカー・フォークリフトなど、災害時の救助活動に役立つものをふだんから確認しておくことにより、いざという時に活用を図る態勢づくりが大切です。



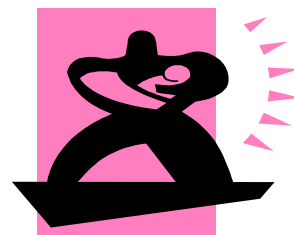
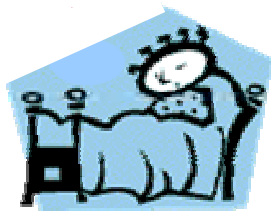
人材の把握

医師、看護師、薬剤師、救命救急の資格取得者、また、救助機材を扱える人など、特定の技能を持った人をあらかじめ把握し、防災訓練等の機会に必要な応じて協力を求め、有事に備えることが大切です。



災害時要援護者

地域には身体の不自由な人や要介護者など、一人では消火や避難ができない人がいます。その方々を災害時に地域ぐるみで支援できる態勢をふだんから掌握しておくことが、緊急時に役立つ事となります。

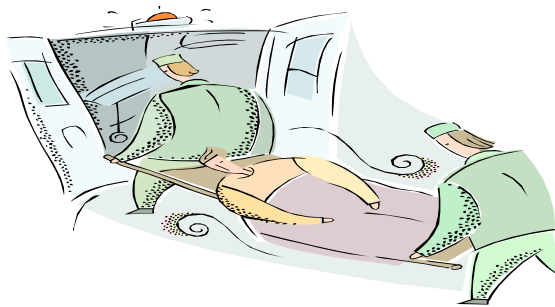


大地震発生時には

Q 私たちは何をすれば？

負傷者の救出救護

阪神淡路大震災では、家屋の倒壊で閉じ込められた人のうち、8割近くの人が家族や近隣の人に救出され、命を守ることができました。大地震発生直後は、地域の方々による隣近所の安否確認と救出救護が求められます。



消火活動

初期消火が、地域の延焼火災被害を最小限に留めることができます。区では街頭に約5,700本の消火器を配備しています。ふだんから地域での防災訓練等を通して誰もが消火器の設置場所を確認し、有事に使えるように備えましょう。



避難誘導

身体の不自由な人や要介護認定者などの災害時要援護者を安全に避難所や広域避難場所へ誘導することも自主防災組織に期待される活動です。



避難について

避難は最後の手段です。

大地震が起きたらすぐに避難という訳ではありません。家が無事で地域に火災などの危険がなければ、あわてて避難する必要はありません。初期消火や救出救護活動など地域の協力で大切な生命と財産を守りましょう。

いざという時の最大の力は「自分たちのまちは、自分たちでまもる」という近隣の皆さんの連携と助け合いです。

Q もし、避難しなければならないときは？

一時避難場所

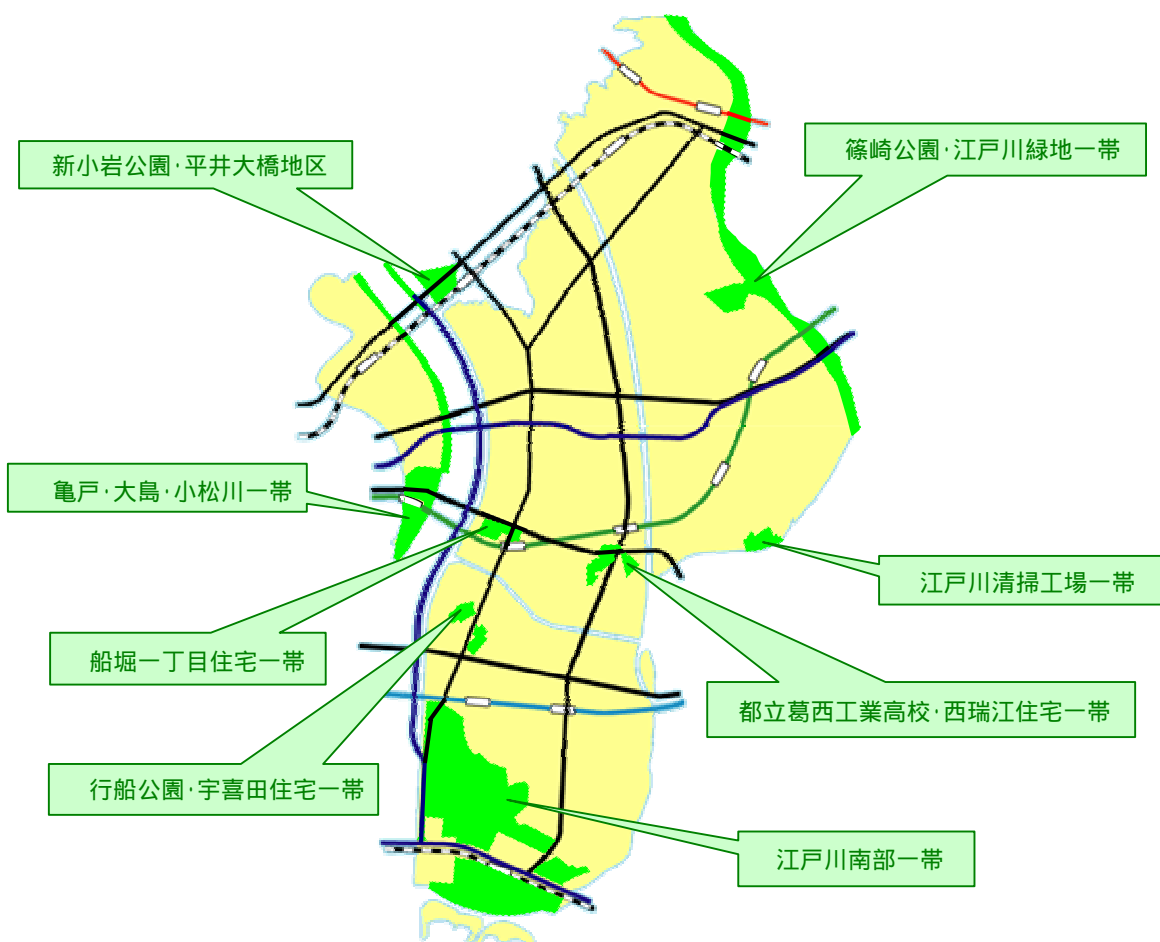
最寄りの公園・児童遊園、広場、校庭などのオープンスペースが一時避難場所となります。その後、周囲の状況を確認して安全確認できたら避難所へ移動します。

避難所

区立小・中学校106校のほか、区民施設130余りを避難所に想定しています。被害状況により、必要な地域にこの避難所を開設することになります。

広域避難場所

広域避難場所は、江戸川河川敷など8ヶ所あります。避難所にも延焼火災の危険性がある場合に、生命や身体の安全を確保するために避難する場所です。



避難所について

避難所の開設について

オープンスペースに恵まれた地域、集合住宅の多い地域、木造住宅の密集地域等、同じ地震でも区内の被害程度は異なります。区では、地域の被害状況を踏まえて、避難所を開設することになります。

避難所開設の第一順位に考えているのが小中学校です。夜間や休日等でも、指定されている職員が参集し、開設するための準備を整えます。

Q 避難所では何をすればいいの？

避難所は、さまざまな人たちの共同生活となります。共同生活を行ううえで、町会・自治会の役員の方々が中心となって避難所運営をお願いすることになります。

管理者との連携

学校の施設管理者（校長等）と連携して、町会・自治会の代表者による避難所運営組織を立ち上げます。

避難所運営組織

避難所運営を円滑に進めるため、目的別にグループづくりし、避難者の方々の心配を解消すべく態勢を組むことが必要です。

ルールづくり

たとえば、学校の修学旅行時に決めているようなルールを策定し、1日の時間割（清掃時間、食事時間、就寝時間、光熱水の利用制限等）など、避難所での共通認識により理解を求めることが必要です。

食料、日用品の配布

食料、水、日用品等の配布時の協力をお願いします。



区の初動対応について

初動態勢

夜間や勤務時間外に大地震（震度5強以上）またはこれに準ずる地震により災害が発生した場合、ただちに区長を本部長とする災害対策本部が設置され、区の全職員はあらかじめ定められた場所（本庁舎、事務所、保健所、学校、勤務場所等）に参集します。

被害情報の収集伝達

防災関係機関（警察、消防等）と緊密な連携を図り、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施します。また、社会的混乱を最小限に留めるため、適切な行動がとれるように防災行政無線やFM えどがわ、江戸川ケーブルテレビ等を活用し、正確な情報を提供します。

被災者の救出救護

人命救助（救護）を第一に早期に保健所（各健康サポートセンター）などに臨時の医療救護所を開設するとともに、医師会・歯科医師会・柔道接骨師会・薬剤師会・薬業協同組合などの協定団体と連携し、傷病者の手当てを施します。

避難所開設運営

火災や倒壊により家屋に戻れない被災者の対応をするため、区立小中学校に職員を派遣し、早期に避難所を開設します。避難所では学校職員や地域住民・ボランティアなどの協力を得て、円滑な避難所運営を行います。

水・食料等の調達供給

給水所、応急給水槽に職員を派遣し、地域の方々に水を供給する態勢を図ります。また、区内22ヶ所の防災倉庫から非常食や毛布などの生活必需品を各避難所に届けます。

給水所(2ヶ所)

西瑞江給水所	東瑞江1 - 26	葛西給水所	北葛西3 - 9
--------	-----------	-------	----------

応急給水槽(5ヶ所)

都立篠崎公園	上篠崎1 - 25	区立宇喜田中央公園	北葛西4 - 15
区立小岩公園	北小岩6 - 43	都立大島小松川公園	小松川1 - 12
都立葛西南高校	南葛西1 - 11		

生活の安定

被災者に対する応急相談窓口の設置、災害弔慰金等の支給、税の徴収猶予及び減免等を行い、区民の自力復興等を促進し、できる限り早期の生活安定を図ります。